

# 国土交通省住宅局安心居住推進課資料

# 新たな住宅セーフティネット制度の概要

---

平成29年2月  
国土交通省住宅局

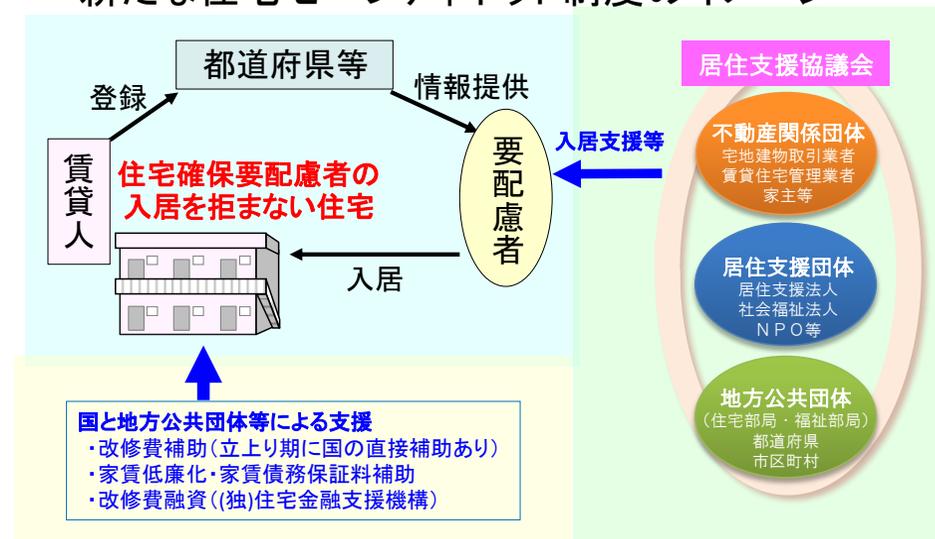
## ①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度

## ②登録住宅の改修・入居への経済的支援

## ③住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)の一部を改正する法律案を提出

### 新たな住宅セーフティネット制度のイメージ



## 1. 都道府県・市区町村による

### 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進計画の策定 【法律】

- ・国の基本方針に基づき、供給目標、施策等を規定
- ・住宅確保要配慮者の範囲
  - － 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、被災者世帯
  - － 低額所得世帯(収入分位25%以下)   － その他外国人世帯等

## 2. 賃貸人が住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として都道府県・政令市・中核市に登録 【法律】

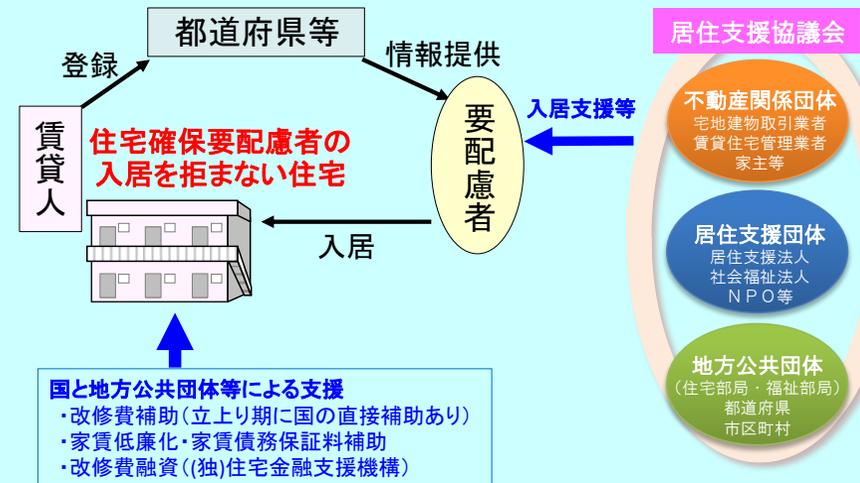
※指定登録機関による登録も可能とする

- ・登録基準   － 耐震性能   － 一定の居住面積 等

※上記の供給促進計画により、登録基準の強化・緩和が可能  
※共同居住型住宅(いわゆるシェアハウス)の面積等の基準を設定予定

## 3. 都道府県等が登録住宅の情報開示・賃貸人の指導監督 【法律】

新たな住宅セーフティネット制度のイメージ



## 1. 登録住宅の改修に対する支援措置

### ① 登録住宅に対する改修費補助 【予算】 (補助を受けた住宅は専用住宅化)

補助対象工事	バリアフリー工事、耐震改修工事、用途変更工事等
補助率	【補助金(制度の立上り期)の場合】: 国1/3 (国の直接補助) 【交付金の場合】: 国1/3 + 地方1/3 (地方公共団体が実施する場合の間接補助)
入居者要件等	入居者収入及び家賃水準(特に補助金の場合)について一定要件あり

### ② (独)住宅金融支援機構による登録住宅に対する改修費融資等 【法律・予算】

## 2. 低額所得者の入居負担軽減のための支援措置 【予算】

(専用の住宅として登録された住宅の場合)

補助対象	① 家賃低廉化に要する費用 (国費上限2万円/月・戸)	② 入居時の家賃債務保証料 (国費上限3万円/戸)
補助率	国1/2 + 地方1/2 (地方が実施する場合の間接補助)	
入居者要件等	入居者収入及び補助期間について一定要件あり	

## 1. 都道府県による居住支援法人の指定 【法律】

・都道府県が家賃債務保証等の居住支援活動を行うNPO法人等を指定

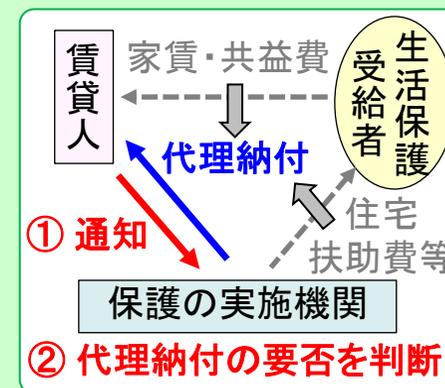
## 2. 居住支援法人等による登録住宅等の情報提供・入居相談 【法律】

## 3. 生活保護受給者の住宅扶助費等について賃貸人からの通知に基づき代理納付<sup>(※)</sup>の可否を判断するための手続を創設 【法律】

※ 本来、生活保護受給者が賃貸人に支払うべき家賃等を、保護の実施機関が賃貸人に直接支払うこと

## 4. 居住支援活動への支援措置等 【予算】

補助対象	居住支援協議会等の活動支援 等
補助率	国 定額（国の直接補助）



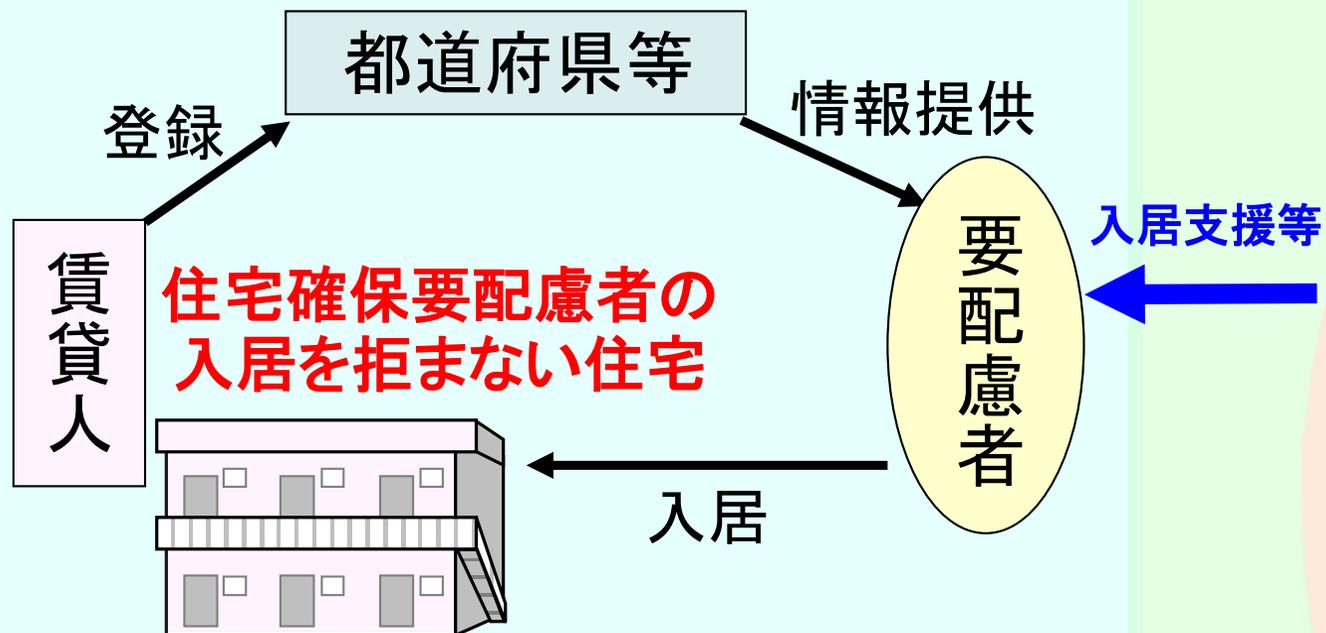
## 5. 住宅確保要配慮者への家賃債務保証の円滑化

### ① 適正に家賃債務保証を行う業者について、情報提供を行うとともに、(独)住宅金融支援機構の保険引受けの対象に追加 【法律・予算】

・一定の要件を満たす家賃債務保証業者を国で登録(省令等で規定)

※ 登録要件等 - 社内規則等の整備、相談窓口設置 - 契約時の重要事項説明・書面交付 ほか

### ② 居住支援法人による家賃債務保証の実施 【法律】



## 居住支援協議会

不動産関係団体  
宅地建物取引業者  
賃貸住宅管理業者  
家主等

居住支援団体  
居住支援法人  
社会福祉法人  
NPO等

地方公共団体  
(住宅部局・福祉部局)  
都道府県  
市区町村

## 国と地方公共団体等による支援

- ・改修費補助(立上り期に国の直接補助あり)
- ・家賃低廉化・家賃債務保証料補助
- ・改修費融資((独)住宅金融支援機構)



# 參考資料

# 居住支援協議会の概要

○住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るため、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、居住支援協議会（※）を設立。住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施。

（※）住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第1項に基づく協議会

## ○ 概要

### （1）設立状況

64協議会が設立（H28.11末時点）

○都道府県（全都道府県）

○区市町（17区市町）

- ・北海道本別町、山形県鶴岡市、千代田区、江東区、豊島区、杉並区、板橋区、八王子市、調布市、川崎市、岐阜市、京都市、神戸市、北九州市、福岡市、大牟田市、熊本市

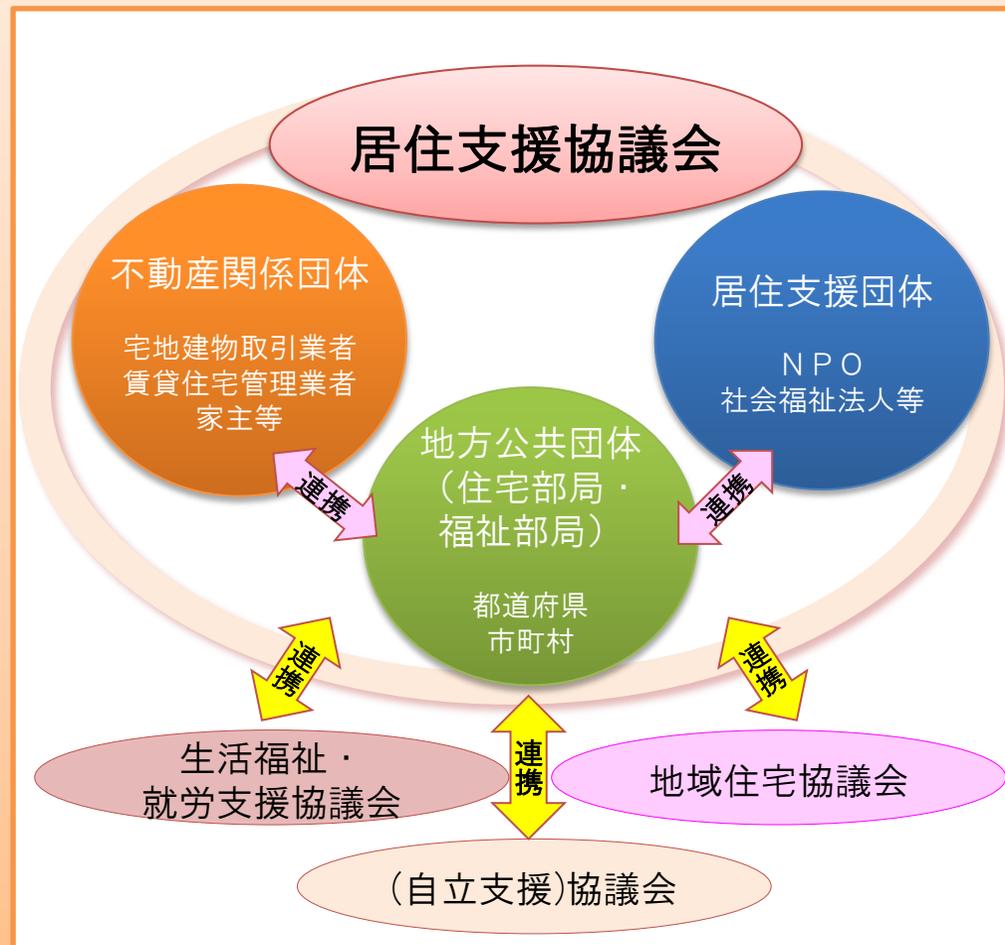
### （2）居住支援協議会による主な活動内容

- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施  
（住宅相談会の開催、住宅相談員の配置、サポート店の設置等）
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

### （3）支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援

- ・予算：H28年度 重層的住宅セーフティネット構築支援事業（2.1億円）の内数



設立状況		地方公共団体	H28.11.未現在
設立済 (64)	平成20年度(2)	愛知県 (H20.9)、福岡市(H21.3)	
	平成22年度(5)	神奈川県 (H22.11)、埼玉県 (H23.1)、三重県 (H23.1)、北海道 (H23.2)、群馬県 (H23.3)	
	平成23年度(10)	徳島県(H23.4)、熊本市(H23.7)、岩手県(H23.9)、江東区 (H23.9)、宮崎県(H23.11)、兵庫県(H23.11)、神戸市(H23.12)、島根県(H24.3)、熊本県(H24.3)、岐阜市(H24.3)	
	平成24年度(17)	富山県 (H24.6)、福島県 (H24.7)、豊島区 (H24.7)、岡山県 (H24.8) 香川県 (H24.8)、鹿児島県 (H24.8)、京都市 (H24.9)、大分県 (H24.10)、岐阜県 (H24.11)、鳥取県 (H24.11)、北九州市 (H24.11)、高知県(H25.2)、滋賀県 (H25.3)、和歌山県 (H25.3)、福岡県 (H25.3)、長崎県 (H25.3)、沖縄県 (H25.3)	
	平成25年度(8)	広島県 (H25.5)、福岡県大牟田市 (H25.6)、千葉県 (H25.7)、板橋区 (H25.7)、新潟県 (H25.8)、佐賀県 (H25.8)、宮城県 (H26.1)、山形県鶴岡市 (H26.3)	
	平成26年度(6)	静岡県 (H26.4)、東京都 (H26.6)、栃木県 (H26.7)、愛媛県 (H27.3)、大阪府 (H27.3)、京都府 (H27.3)、	
	平成27年度(12)	山口県 (H27.7)、青森県 (H27.9)、秋田県 (H27.12)、調布市 (H27.12)、石川県 (H27.12)、山形県 (H27.12)、北海道本別町 (H28.2)、八王子市 (H28.2)、茨城県 (H28.3)、長野県 (H28.3)、福井県 (H28.3)、奈良県 (H28.3)、	
	平成28年度(4)	山梨県 (H28.4)、川崎市 (H28.6)、千代田区 (H28.7)、杉並区 (H28.11)	

# 福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会

生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉行政と住宅行政により一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省の関係局職員による情報共有や協議を行うための連絡協議会を設置。

## 構成

### 厚生労働省

社会・援護局長  
社会・援護局 保護課長  
地域福祉課長  
生活困窮者自立支援室長  
障害保健福祉部長  
障害保健福祉部 障害保健福祉課長  
老健局長  
老健局 高齢者支援課長  
雇用均等・児童家庭局長  
雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課長  
母子家庭等自立支援室長

### 国土交通省

住宅局長  
住宅局審議官  
住宅局 住宅政策課長  
住宅総合整備課長  
賃貸住宅対策官  
安心居住推進課長  
土地・建設産業局長  
土地・建設産業局 不動産業課長

## 開催状況

第1回 平成28年12月22日

※今後、継続的に開催

福祉行政と住宅行政の観点から、実効性の高い居住支援策について検討。

# 居住 = 住宅 + 暮らし



- ◆ ハード
- ◆ 国土交通省
- ◆ 住宅部局
- ◆ 住宅政策
- ◆ 民間賃貸
- ◆ 公営住宅等
- ◆ 利用可能な空き家



- ◆ ソフト
- ◆ 厚生労働省
- ◆ 福祉部局
- ◆ 社会保障政策
- ◆ 社会福祉法人
- ◆ NPO、ボランティア等

(出典)『『地域包括ケアと高齢者住まいの未来を考えるシンポジウムnおおむた』(平成28年11月24日)  
東北大学公共政策大学院・白川泰之教授説明資料

# 居住支援の様々な取組①

「生活困窮者自立支援のあり方等に関する  
論点整理のための検討会(第4回)  
(H28.12.1)」資料

○ 居住支援においては、①家賃負担、②保証や緊急連絡先の確保、入居拒否等、の2つが大きな課題であるが、これに対して、居住支援協議会(※)や社会福祉法人、NPO法人等が様々に取り組んでいる。

※居住支援協議会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第1項に基づく協議会。地方公共団体(住宅部局・福祉部局)、不動産関係団体、居住支援団体等が参画するネットワーク組織。平成28年9月末現在、47都道府県、17区市町で設置済み。

## 1. 居住支援協議会による支援の例

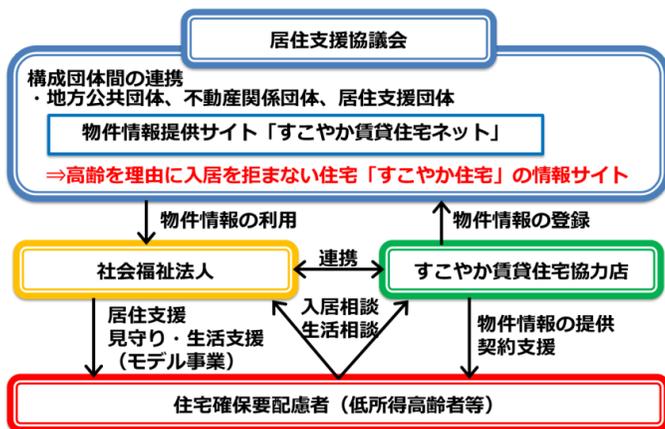
### 【京都市居住支援協議会】 ※H24. 9設立

□ 高齢者が安心して入居できる「すこやか賃貸住宅」を協力不動産事業者「すこやか賃貸住宅協力店」が登録。社会福祉法人とすこやか賃貸住宅協力店が連携し、登録情報を活用した入居支援を実施。

※ 登録数:4,687件(28年10月末)

※ 行政・不動産・福祉が連携し相談会実施(年4回)

□ 低廉な「住まい」と社会福祉法人による「見守りサービス」等を一体的に提供するモデル事業を実施。



### 【大牟田市居住支援協議会】 ※H25. 6設立

□ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、住宅情報システム「住みよかネット」を構築すると共に、空き家を改修・活用出来る仕組み(※)や住宅確保要配慮者の円滑な入居のための仕組みづくりを研究。

※ 悉皆調査により約1,000戸が活用可能と判断。所有者把握のための無料相談会を経て情報システムを構築し、これまでに14件の入居支援を実施。

※ 協議会事務局は社会福祉協議会。



# 居住支援の様々な取組②

「生活困窮者自立支援のあり方等に関する  
論点整理のための検討会(第4回)  
(H28.12.1)」資料

## 2. 社会福祉法人による支援の例

※「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を活用した取組

### 【社会福祉法人やすらぎ会】(奈良県天理市)

- 概ね65歳以上の転居希望者に、条件に合う物件情報や、契約支援、生活支援サービス情報の提案・調整を行う。
- 高齢者の転居にはマッチング自体の難しさや家主の貸し渋り、転居後の生活支援など多数の課題。「当事者の思いだけでは成り立たないからこそ事業としての存在意義はある。」

### 【社会福祉法人江刺寿生会】(岩手県雫石町)

- 低所得の高齢者で、家屋の老朽化で不安がある人、過疎地域で冬季の生活が困難な人、養護老人ホーム措置が必要な方などで地域生活が可能と思われる人に、借り上げた貸家、空き家を活用し、生活支援を実施(モデル事業を活用し、家賃の差額と人件費等に充当)。
- 家賃は3分の1の負担で実施。

### 【社会福祉法人偕生会】(大分県豊後大野市)

- 中山間地域で点在して生活する単身高齢者等を在宅で支えたいとの思いから、空き家を活用して貸し出し、生活支援を実施。

## 3. NPO法人による支援の例

### 【NPO法人抱樸】(北九州市)

- 居住と生活支援のセットが原則。地域サポートセンターを運営し、自立後地域で暮らす1,200人をサポートしている。相互支援、生活支援、就労支援、地域資源へのつながり・もどし、金銭管理支援、葬儀等も実施、さらに、互助会の運営を支援。
- 生活支援付き保証人制度「保証人バンク」を運営。滞納家賃の支払いや遺留品の引き取り・処分等のほか、生活支援員による生活安定のための継続的支援を実施。保証対象は1ヶ月分の家賃であり、滞納があればすぐ抱樸へ連絡してもらうこととしている。また、家賃立替分の求償権は放棄している。平成28年3月現在の利用件数730件。
- 不動産業者のネットワークとして「自立支援居宅協力者の会」を構成。物件情報の提供や大家との交渉、家賃滞納情報等の提供、生活支援員との連携による居宅維持支援を実施。北九州市40社、福岡市10社加盟。

### 【NPO法人おかもやま入居支援センター】(岡山市)

- 障害者や高齢者等、住宅の確保が難しい人の入居支援のため、弁護士、医師、精神保健福祉士、不動産仲介業者等が集まってNPO法人を設立。
- 連帯保証の確保による支援を中心とするが、医療福祉関係サービスのコーディネートも実施している。

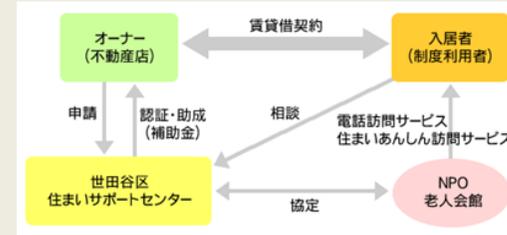
# 居住支援の様々な取組③

「生活困窮者自立支援のあり方等に関する  
論点整理のための検討会(第4回)  
(H28.12.1)」資料

## 4. 自治体の例

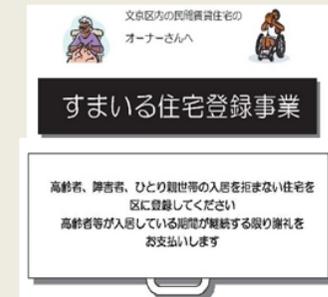
### ○世田谷区 住まいサポートセンター

- NPOや不動産団体と連携し、居住支援を実施。運営は(一財)『世田谷トラストまちづくり』に委託
- 住まいの総合相談窓口の設置。
- 入居を拒まない民間賃貸住宅を認証。認証住宅等に入居した高齢者等を定期的に見守り
- 不動産団体の協力で空室情報を提供。内覧のアポイント等をワンストップで実施



### ○文京区 すまいるプロジェクト

- 不動産事業者等と連携し、高齢者等の住まいの確保と、地域での居住継続の支援を実施。
- 入居を拒まない民賃の登録制度(すまいる住宅登録制度)
- 入居期間、オーナーに謝礼金を支払い(月1万円等)
- 入居住宅には区負担で緊急通報装置を設置
- ライフサポートアドバイザーによる訪問や相談等の支援の実施



### ○杉並区 高齢者等入居支援・アパートあっせん事業

- 宅建業協会、社会福祉協議会等との連携(委託)により、住まいの確保と、地域での居住継続の支援を実施
- 高齢者等の住宅困窮者に対し、協力する不動産店の紹介や住宅の情報提供を実施。仲介手数料を支援。
- 区が保証会社と協定を締結し、通常の保証料よりも優遇。一定の場合、保証料を助成
- 単身高齢者の見守りや死亡時の葬儀の実施、残存家財の撤去等に  
対応



## 4. 民間企業等の例

### 【株式会社ふるさと】

- 賃貸借保証事業のほか、NPOふるさとの会地域生活支援センターと連携し、借主が居宅生活を継続できるようにトラブル等の予防、早期発見、対応を行い、貸主の安定した賃貸経営をサポート。
- 不動産賃貸管理・サブリース事業においては、連帯保証人不要の支援付きアパートを管理運営(空き家も活用)。総合相談窓口としての「サロン」(NPO法人ふるさとの会が運営)を中心とした支援ネットワークと、地域と行政機関等との連携のための運営委員会により包括的支援体制を構築。

### 【株式会社リクルートフォレントインシュア】

- 全国規模で家賃債務保証事業・家賃収納代行事業を展開。こうした事業を通じて家賃滞納者を早期に発見することができる。
- 平成28年10月31日現在、190件の家賃滞納者に自立相談支援事業等を案内し、実際に108件が相談。そのうち、44件が住居確保給付金等の支援決定につながり、生活困窮状態の早期発見・早期自立が実現できている。

# 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

## I 地域包括ケアシステムの深化・推進

### 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

（その他）

- ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

### 2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用することとする。

② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

### 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

（その他）

- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

## II 介護保険制度の持続可能性の確保

### 4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

### 5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

※ 平成30年4月1日施行。（Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行）

# 1. 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

## 見直し内容 ～ 保険者機能の抜本強化 ～

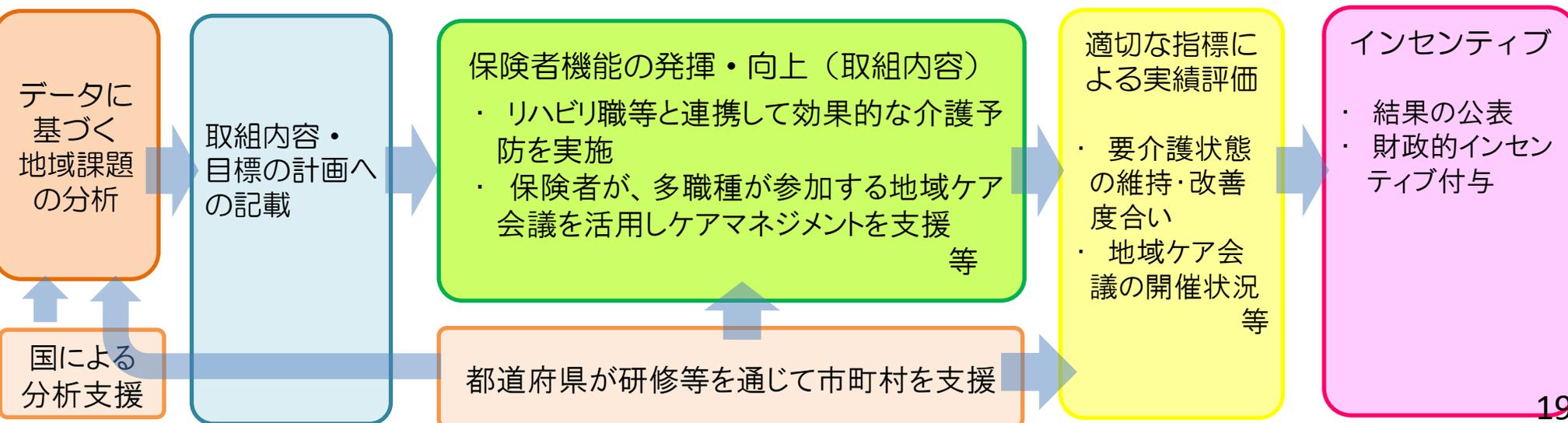
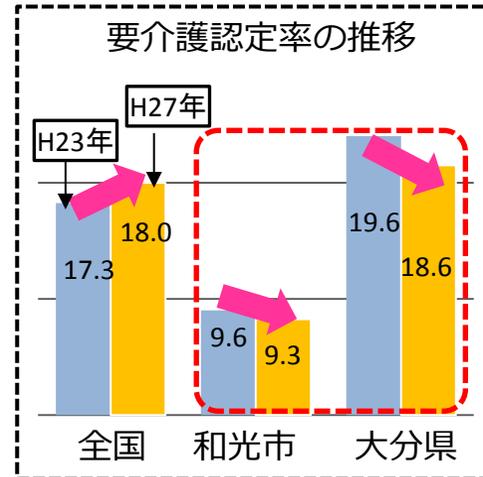
- 高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていただくための取組を進めることが必要。
- 全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、
  - ① データに基づく課題分析と対応（取組内容・目標の介護保険事業（支援）計画への記載）
  - ② 適切な指標による実績評価
  - ③ インセンティブの付与
 を法律により制度化。

### ※主な法律事項

- ・介護保険事業（支援）計画の策定に当たり、国から提供されたデータの分析の実施
- ・介護保険事業（支援）計画に介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標を記載
- ・都道府県による市町村支援の規定の整備
- ・介護保険事業（支援）計画に位置付けられた目標の達成状況についての公表及び報告
- ・財政的インセンティブの付与の規定の整備

先進的な取組を行っている和光市、大分県では

- 認定率の低下
- 保険料の上昇抑制



## 2. 新たな介護保険施設の創設

### 見直し内容

- 今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設する。
- 病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

### <新たな介護保険施設の概要>

名称	介護医療院 ※ただし、 <u>病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。</u>
機能	要介護者に対し、 <u>「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する。</u> （介護保険法上の介護保険施設だが、医療法上は医療提供施設として法的に位置づける。）
開設主体	地方公共団体、医療法人、社会福祉法人などの非営利法人等

☆ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。

※ 具体的な介護報酬、基準、転換支援策については、介護給付費分科会等で検討。

# 3. 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

## 「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

### 1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

### 2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制  
(\*) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

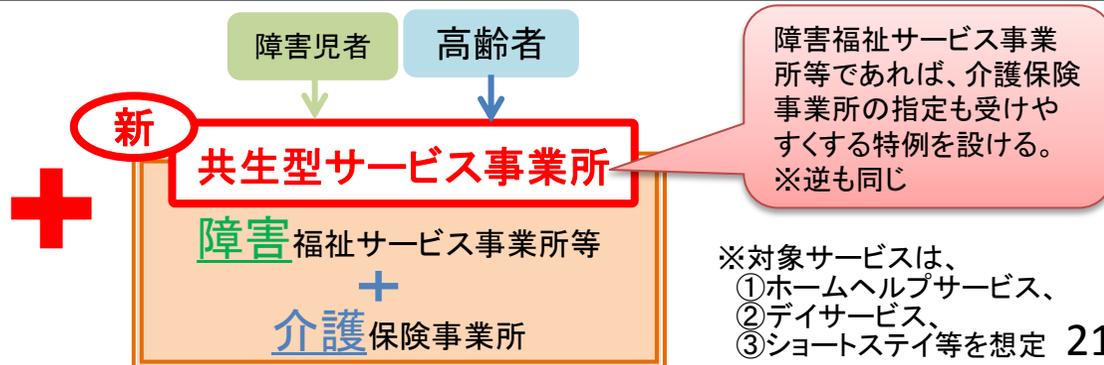
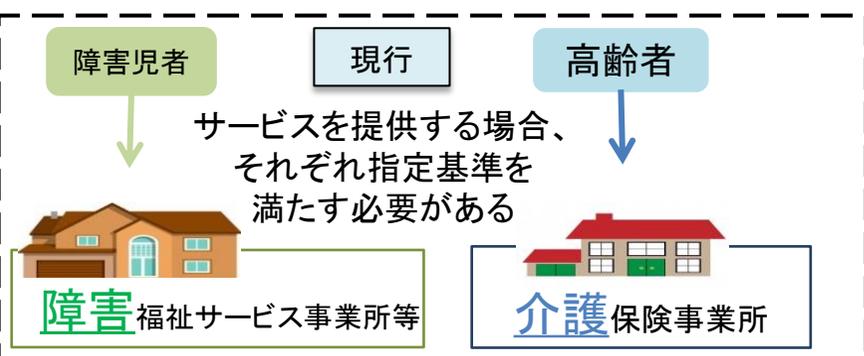
### 3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。

## 新たに共生型サービスを位置づけ

- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に **新たに共生型サービスを位置付ける**。(指定基準等は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定時に検討)



# 4. 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

## 見直し内容

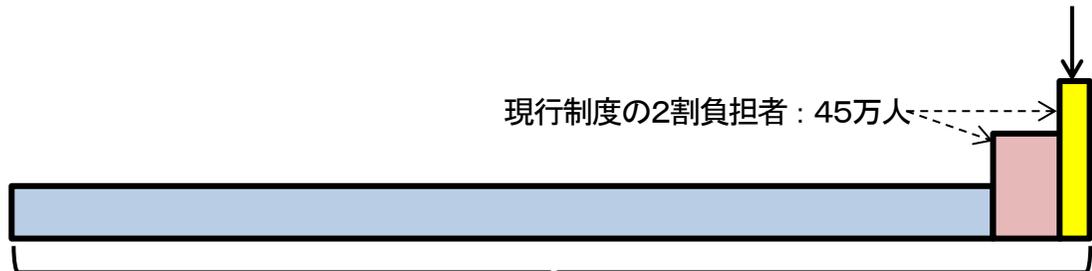
世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。ただし、月額44,400円の負担の上限あり。【平成30年8月施行】

【利用者負担割合】

【対象者数】

3割負担となり、負担増となる者：約12万人(全体の約3%)

現行制度の2割負担者：45万人



受給者全体：496万人

(単位:万人)

	在宅サービス	施設・居住系	特養	合計
受給者数(実績)	360	136	56	496

3割負担(推計)	約13	約4	約1	約16
うち負担増(対受給者数)	約11 (3%)	約1 (1%)	約0.0 (0.0%)	約12 (3%)

2割負担(実績)	35	10	2	45
1割負担(実績)	325	126	54	451

※介護保険事業状況報告(平成28年4月月報)

※特養入所者の一般的な費用額の2割相当分は、既に44,400円の上限に当たっているため、3割負担となっても、負担増となる方はほとんどいない。

	負担割合
年金収入等 340万円以上 (※1)	2割 ⇒ 3割
年金収入等 280万円以上 (※2)	2割
年金収入等 280万円未満	1割

※1 具体的な基準は政令事項。現時点では、「合計所得金額(給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額)220万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額340万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合463万円以上)」とすることを想定。⇒単身で年金収入のみの場合344万円以上に相当

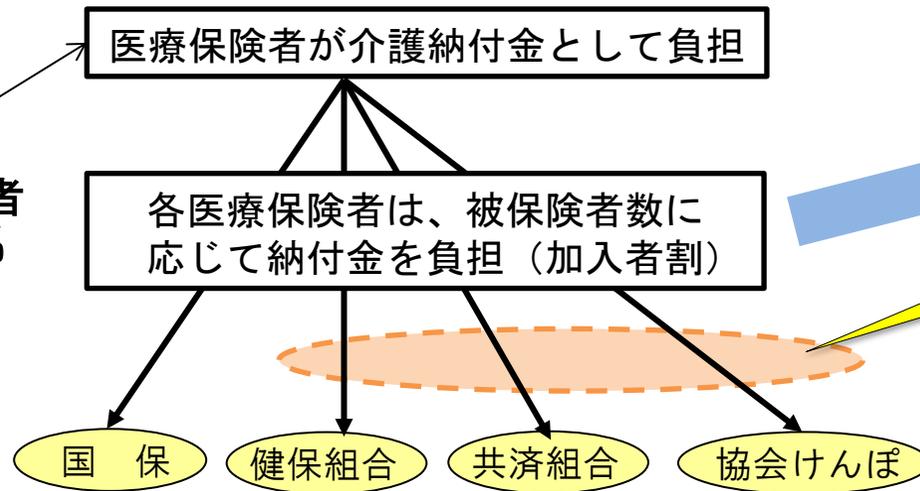
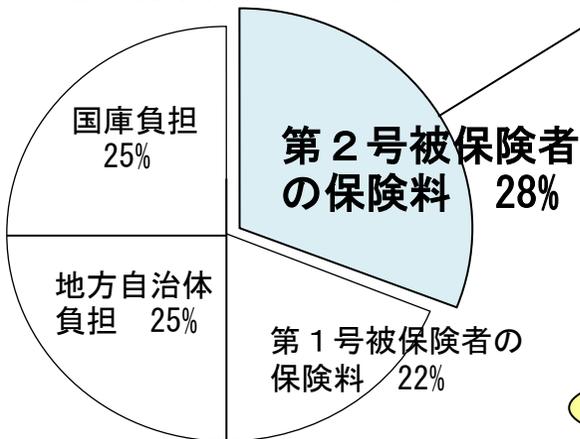
※2 「合計所得金額160万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額280万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合346万円以上)」⇒単身で年金収入のみの場合280万円以上に相当

# 5. 介護納付金における総報酬割の導入

## 見直し内容

- 第2号被保険者(40~64歳)の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課しており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付している。
- 各医療保険者は、介護納付金を、2号被保険者である『加入者数に応じて負担』しているが、これを被用者保険間では『報酬額に比例した負担』とする。(激変緩和の観点から段階的に導入)【平成29年8月分より実施】

【介護給付費の財源】



被用者保険間では報酬額に比例して負担する仕組み(総報酬割)を導入

【総報酬割導入のスケジュール】

	29年度		30年度	31年度	32年度
	~7月	8月~			
総報酬割分	なし	1/2	1/2	3/4	全面

【全面総報酬割導入の際に影響を受ける被保険者数】

「負担増」となる被保険者	約1,300万人
「負担減」となる被保険者	約1,700万人

※ 平成26年度実績ベース